

## 公募型プロポーザル方式公告

次の事業について、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年1月26日

田辺市長 真砂充敏

### 1 事業の概要

- (1) 事業名 田辺市情報通信設備高度化事業  
(2) 事業内容 公設民営方式のケーブルテレビ・インターネットサービスの高度化及び民設民営方式への移行  
(詳細は仕様書のとおり)  
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 2 参加資格要件

本事業に係る公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。  
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。  
(3) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。  
(4) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から契約までの間に、田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「工事等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。  
ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  
イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者  
エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者  
キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 田辺市建設工事等入札参加資格者登録者名簿に登載された者であること。

なお、未登載の者にあっては、参加申請をする場合は、本申請と併せて次の書類を提出すること。また、契約相手方となった場合は、次期の登録申請期間に速やかに登録申請を行うこと。

#### 提出書類

(ア) 国税納税証明書（法人にあっては、その3の3。個人事業者にあっては、その3の2。）

(イ) 田辺市市税完納証明書（市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者のみ）

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 登記簿謄本（個人事業者にあっては、身分証明書。）

(オ) 誓約書

※(ア)(イ)(ウ)(エ)については、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。

(8) 日本国に本社又は本店を有する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録又は同法第16条第1項の規定による届出をした者であること。

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく「電気通信工事」の建設許可業者であつて同法26条の規定に基づく技術者を専任で配置できること。

(10) 提案事業者は、本事業内で取り扱う利用情報等の個人保護及びデータ管理観点から、以下の認証のいずれかを取得し、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。なお、再委託先がある場合は、委託先を予め明らかにすること。

① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）

② プライバシーマーク（JIS Q 15001）

(11) 令和7年4月1日時点で、日本国内において、有線テレビジョン放送及び光高速インターネット接続サービスの提供実績があり、本事業にかかる情報通信基盤の設計・施行監理、整備後の保守管理業務を一元的に遂行し、将来にわたって本市においてサービスを提供できる者であること。（出資している子会社がサービスを提供している場合も含む）

(12) 総務省「高度無線環境整備推進事業」の活用に関して対応できること。

(13) 現行サービスの運営事業者（株式会社サイバーリンクス）が、国土交通省からの要請により、田辺市稻成町、下万呂、中万呂、上万呂の一部で行っている難視聴対策としてのケーブルテレビ事業の移管について協議に応じること。

(14) 携帯電話不感地区対策として携帯電話事業者に貸与している光ケーブルについて、民設民営方式への移行後も同様にサービスが継続されるよう、光ケーブルの整備及び貸与について協力できること。

### 3 実施要領等の交付期間及び方法

本事業に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和8年1月26日から令和8年2月10日まで  
(2) 交付方法 田辺市 情報政策課 ホームページ  
URL:[https://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/catv\\_proposal.html](https://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/catv_proposal.html)

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号  
田辺市企画部情報政策課  
電話 0739-26-9917  
メールアドレス jyouhou@city.tanabe.lg.jp